

# 島根地方最低賃金審議会 第433回会議 議事録 公 開

- 1 日 時 令和5年8月28日（月） 午前10時00分～午前11時00分
- 2 場 所 松江地方合同庁舎 共用第4会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席5名 定数5名  
労働者代表委員 出席4名 定数5名  
使用者代表委員 出席5名 定数5名
- 4 主要議題 ○島根県最低賃金の改正決定に係る島根地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について  
○特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

【会 長】 第433回島根地方最低賃金審議会を開会いたします。

事務局は、本日の資料の確認をしてください。

【指導官】 お配りしております資料について御説明します。

本日は、会議次第が1枚、会議資料として赤インデックスのナンバー1からナンバー4を綴じたものとその他資料をお配りしています。

資料ナンバー1が、表紙を入れて9枚もので、島根地方最低賃金審議会の意見に関する公示への異議申出の写です。

資料ナンバー2が、1枚もので、特定最低賃金申出状況一覧表。

資料ナンバー3が、表紙を入れて13枚もので、特定最低賃金6件の改正決定申出書及び疎明資料写しなどです。

資料ナンバー4が、2枚もので、答申日最短効力発生予定日一覧表になります。

インデックスは付けておりませんが、8月10日に開催された島根県最低賃金専門部会報告書写し、8月10日付け島根県最低賃金の改正決定について答申写し、参考までに全国の改定額との答申状況を配布しております。

以上です。御確認をお願いします。

【会 長】 それでは、事務局は定足数について説明して下さい。

【指導官】 委員の出席状況を御報告します。本日は、労働者側福田委員から予め欠席のご連絡をいただいておりますが、最低賃金審議会令第5条第

2項に規定する定足数を満たしており、本会議が有効に成立しますことを御報告します。

【会 長】 それでは、事務局から会議の公開の状況について説明して下さい。

【指導官】 本日の会議及び議事録につきましては、前回第431回審議会で決定したとおり一部公開となっております。

本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに8月18日から8月24日まで掲示いたしました結果、傍聴希望者は5名で、本日4名が傍聴されていますのでご報告いたします。

なお、本日の会議は、異議申出に係る審議のうち、異議申出者からの意見陳述までを公開し、その後につきましては、率直な意見交換及び意思決定の中立性を担保する必要があるため、審議会運営規程第6条第1項但し書を適用して会議は非公開に、また審議会運営規程第7条第2項但し書及び第3項を適用して議事録は非公開とし、議事要旨を公開することが、第431回審議会において決定されておりますことを御報告します。

【会 長】 それでは、議事次第の2、島根県最低賃金の改正決定に係る島根地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、事務局から説明して下さい。

【室 長】 本年8月10日付けで答申をいただきました今年度の島根県最低賃金の改定に係る異議の申出につきまして、説明をさせていただきます。

最低賃金の改正の答申に係る異議の申出は、審議会の意見に係る地域の労働者又はこれを使用する使用者は、公示があった日から15日以内に労働局長に行うことができる、と最低賃金法第11条第2項により規定されております。

8月10日に答申をいただきました後、同日から25日まで公示を行いましたところ、資料のとおり島根県自治体労働組合総連合、島根県労働組合総連合、島根県医療労働組合連合会、以上3件の異議の申出がありました。

この3件の異議申出書は要旨としまして、今回の答申内容は最低賃金法の目的に沿うものでなく、さらに大幅な最低賃金の引き上げを求めるものです。

また、医療、介護従事者等の賃金改善も訴えており、生活保護との整合性についての問題点の指摘もされています。詳しくはこの後予定しています意見陳述にて説明があると思います。

以上で、異議の申出につきましての説明を終わります。

【室 長】 それでは、局長から藤本会長に諮問文をお渡しします。

(局長から会長へ諮問文を手交)

【局 長】 御審議をよろしく申し上げます。

(事務局より諮問文写しを委員へ配布)

【会 長】 ただいま、局長から審議会へ諮問をいただきました。

それでは諮問に対する審議を始めます。

7月6日に開催しました第430回審議会において、本日の異議申出の審議の場で、異議申出人からの意見陳述を認めることとしておりました。このことについて、事務局から説明をお願いします。

【室 長】 異議申出書については、3件いただいておりますが、その中で、本日、島根県労働組合総連合事務局次長の加藤朋美様、島根県自治体労働組合総連合特別執行委員の石田忍様、それから島根県医療労働組合連合会書記長の小村智也様が意見陳述を希望されています。

この内、島根県医療労働組合連合会の小村書記長におかれましては、本日、欠席となっておりますので2名の方の意見陳述ということになります。

できるだけ簡潔な意見陳述をお願いしておりますので、よろしくお願いします。

【会 長】 例年通り審議に先立ち陳述してもらうことでよろしいでしょうか。

(「はい」)

【会 長】 陳述はお一人10分程度以内でお願いします。

最初に、島根県労働組合総連合事務局次長の加藤朋美様、意見をお聞かせ下さい。

【加藤氏】 おはようございます。今日は意見陳述の機会を設けていただきありがとうございます。所属は島根県労働組合総連合、しまね労連の事務局次長をしております加藤朋美と申します。よろしくお願いします。

すみません、座って行わせていただきます。

貴職におかれましては、中央最低賃金審議会が示した目安額40円を7円上回る47円を答申されました。答申された47円につきましては、格差の是正に向けたものであり、人材の確保や地域経済の活性化につながるものと受け止めています。5類になったとはいえ、コロナ禍は続いており、物価高騰など厳しい情勢の中で審議会の皆様の御尽力に対し、心よりお礼を申し上げます。

私たちは、8時間働けば普通の暮らしができる賃金を目指しています。そのためには時間額1,500円以上と全国一律最低賃金制度が必要であり、さらなる引上げを求めるものです。

日本の雇用労働者の約4割は非正規雇用で、最低賃金はそうした立場の弱い労働者の暮らしを下支えする基盤でもあります。しかし、今の最低賃金では週40時間働いても年収200万円にもならず、その日暮らしを余儀なくされています。急騰する物価は一層労働者の暮らしにダメージを与えます。

しまね労連は、この間、島根地方最賃の時間額を直ちに1,000円以上に引き上げ、1,500円以上を目指すこと、地域間格差を解消するため、全国一律最低賃金制度の制定や中小企業支援策の拡充を国に求めること等の要請を行ってきました。しまね労連は、島根地方最低賃金審議会の意見に関する公示に対し、異議を申し出、改めてこのたびの答申を大幅に改善されるよう求めます。

最低賃金の表示につきましては、労働基準法との整合性や社会生活を鑑みて、日額、月額を表示を復活させるとともに、その際には日額7,500円以上、月額16万円以上とするよう求めます。なお、意見書には理由1、2とありますが、時間の都合上割愛させていただきますが、御一読いただけますと幸いです。

また、貴職からも政府に対し、全国一律最低賃金制度の確立、中小企業への支援策を拡充するよう働きかけを求めます。

しまね労連は、島根地方最低賃金審議会が、最低賃金の大幅引上げによって、憲法第25条に定める健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を具現する最低賃金法の目的を果たされるよう、心より期待します。

以上です。ありがとうございました。

【会 長】 ありがとうございました。傍聴席へお戻りください。

続きまして、島根県自治体労働組合総連合特別執行委員の石田忍様、意見をお聞かせください。

【石田氏】 失礼します。おはようございます。

私、島根県自治体労働組合総連合の特別執行委員に先月から選出されております石田忍と申します。今日はよろしく願いいたします。じゃあ、座って意見を述べさせていただきますので、よろしく願いします。

お手元に異議申出書が提出されていると思いますけども、このたびの答申によりますと、最賃の島根県の引上げ金額というのは、全国的な状況、あるいは様々な、異常な物価高だとか光熱費の増大、そんなこと諸々を背景にして、それぞれのお立場の中で最大限の努力をされた結果だというふうにも私たちが受け止めております。大変な御努力はあつたろうというふうにも思っておるところですが、ただ、残念ながらその金額というのは、当初、我々が全国一律の最賃制度の創設ですとか、最低でも1,500円以上への引上げを求めてきた意見申出をさせていただいておりましたですけども、そうした内容からしても、残念ながら法の目的にも沿わない状況であると言わざるを得ないというふうに思っておるところです。そういう意味で、当初提出しておりました意見申出書との重複はできるだけ避けながら、今回、あえて異議申出をさせていただいた、その理由について述べさせていただきたいと思えます。

まず1つ目は、介護職の職場の現状の問題です。私たちの労働組合には介護職場の、特に臨時・パート職員が多く加入しておりまして、現在もコロナの感染で、毎日のように新聞で介護施設とか福祉施設でクラスターが発生したと報道されているように、現場の職員は本当、肉体的にも精神的にも疲弊し切っている、そういう状況です。慢性的にもともと人手不足、人員不足はあるわけで、事前の意見申出書にも記載しておりますけども、職場の実態というのは労基法違反がもう蔓延しておる、そういう状況にあるわけです。

そういったことは事前の意見申出書でも述べたとおりなんですけども、一、二、例を挙げさせていただきますと、県内東部のある特別養護老人ホームの状況を見ますと、今現在、2020年ですね、正規職員が37%、逆に言うたら、非正規職員が63%、これで現場を回さざるを得ない状況があります。しかも、年齢構成を見ますと、60歳以上、70歳代の方も、七十四、五歳の方もいらっしゃるんですが、60歳以上の職員が44%も占めている、そういう状況でないと、人が募集をかけても来ていただけない、そういう状況があるということです。それを、何ていいますかね、具体的に表すかのように、7月に意見申出書を提出した後に、我々の組合員から寄せられた情報によりますと、この松江市内でも高齢者の通所施設が2か所も事業の休止へ追い込まれていると、そういう状況です。状況を聞きますと、賃金が高くて支払えないとかそういう問題では全くなくて、賃金の提示をして募集をかけても、その賃金ではそこで働きません、ほかへ行きますということで、幾ら募集かけても職員の確保ができない、これが理由となって、2か所も通所施設が事業の休止に追い込まれている。結果として、利用者へのサービス削減が現実の問題になる。こういう状況があるということも、私たちは本当、深刻に考えていかなければならない問題だと思っています。

繰り返しになりますけども、やっぱり最賃の大幅な引上げというのは、介護現場で働く職員の社会的役割、そういったことと併せて、職員の処遇を確保するためにも極めて重要な役割を果たしているというふうに思っておりますので、ぜひとも1,500円への引上げを再検討お願いしたいというふうに思っております。

それから、2点目ですけども、生活保護制度の関係ですけども、これも事前の意見申出で、最賃制度と生活保護制度との比較方法に大きな問題点があるということは事前に述べさせていただいておりますけども、今回、確かに904円という現行単価から47円もの引上げということなんですけども、資料の別紙1を見ていただきたいんですけども、この47円引き上がった金額を、中央審議会が出しております月1人当たりの労働時間173.8時間、これで試算をした場合に、904円で県内2級地-1から3級地-2の3区分ありますけども、どの地域でも残念ながら、現行の生活保護制度で今の904

円を試算しますと、やっぱり保護制度を下回る、こういう状況になっています。

それに加えて、別紙2を見ていただきたいんですけども、これは、こちらの審議会で8月に提出されました県内の労働者の労働時間数によりますと、月当たり144時間という数字が出ています。これで計算しますと、もちろんもっとひどい状況です。中央審議会が示しておる月173.8時間ではもちろんですし、144時間の場合ももっとひどい状況になっています。これを具体的に見ますと、松江市の2級地-1の場合は、計算に新たに期末一時扶助だとか冬季加算を入れていくと、1時間215円も低いということになります。つまり、今904円ですから、それに215円を足して1,199円ですか、約1,200円ですね、これぐらい低いということですので、やっぱり当初我々がお願いをしましたような、直ちに1,500円にお願いするということは、生活保護制度との整合性から見ても当然必要な金額だと思いますので、その点についても再検討お願いしたいというように思っております。

それから、最後になりますけども、これは異議というよりは皆様方へのお願いなんですけども、最近の光熱費の急騰ですとか、原材料費を含む諸物価の高騰は、労働者の生活にも大変な圧迫がありますけども、同時に、介護報酬や診療報酬だとか、保育費の公定単価などにより運営されている福祉施設、病院、そして中小・零細企業の経営に大きな影響を及ぼしておりますし、場合によっては事業継続そのものを困難にさえしていると思っております。このことに対して、県とか国から緊急な支援措置が強く望まれているというように思っております。また、最賃を引き上げることに向けた中小・小規模事業者の様々な支援策については、これも意見申出で何点か述べておりますけども、こういった国による抜本的な施策展開、これが絶対必要だと思っております。そのことなくて、使用者と労働者の努力のみで最低賃金を今後大きく改善することは、いずれ私は限界が来ることになると思っております。

そういう意味で、労働局、あるいはこの審議会におかれましては、県に対する緊急支援措置ですとか、最低賃金引上げのための抜本的な施策展開について、県や国に対して強力に訴えかけをしていただくようお願いをいたし

まして、私のほうからの異議申出とさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【会 長】 ありがとうございました。傍聴席へお戻りください。  
意見陳述に関して、委員の皆様から何か御質問等ございますでしょうか。  
（「ないです」）

【会 長】 ないようでしたら、以上で意見陳述を終了します。  
本日陳述いただきました加藤様、石田様、ありがとうございました。  
それでは、これからは具体的審議に入ることになります。公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれや、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがありますので、島根地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第5条1項に基づき、これからは非公開といたします。また、第6条第2項により議事録も非公開とし、同条第3項により議事要旨を公開します。

傍聴人の皆様は、恐れ入りますが御退出願います。

（傍聴人退出）

（以下、議事要旨のみ公開）